

三重縣公報

第三三三三號

昭和十四年二月八日

水曜 日

告示

●三重縣告示第七十七號

昭和十四年一月二十七日廣島縣山縣郡壬生町役場火災ニ罹リ書類全部焼失ニ付同日以前同役場ニ對シ爲シタル照復事件ニシテ應答未濟ノモノニ付テハ更ニ其ノ手續方同縣ヨリ照會アリタリ

昭和十四年二月八日

三重縣知事 佐藤正俊

●三重縣告示第七十八號

員辨郡阿下喜町地内府縣道菰野阿下喜線ノ道路區域ヲ左ノ通變更シ即日供用ヲ開始ス但シ舊道路區域ハ其ノ供用ヲ廢止ス

昭和十四年二月八日

三重縣知事 佐藤正俊

道路區域

阿下喜町大字阿下喜字町隣接民有地一、〇五一番地先ヨリ同所隣接民有地一、〇五一番ノ三地先ヲ經テ同所隣接民有地一、〇五二番ノ六地先ニ至ル

●三重縣告示第七十九號

道路取締令第十八條第一項ニ依リ度會郡神社町大字馬瀨地内府縣道宇治山田、大湊線橋梁馬瀨橋ハ重荷量車ノ通行危險ニ付同橋通行ニ關シ左ノ通制限ス

昭和十四年二月八日

三重縣知事 佐藤正俊

- 一、制限事項 自動車其他諸車共自重積載量ヲ合シ一、〇〇〇斤以内ニ於テ徐行ノコト
- 一、制限期間 橋梁修繕又ハ架換工事完了ニ至ル迄

●三重縣告示第八十號

左記ノ者ヲ健康保險齒科醫ニ指定セリ

昭和十四年二月八日

三重縣知事 佐藤正俊

氏名 診療所所在地
 田村博 名賀郡名張町丸ノ内八七番地

指定年月日 昭和十四年二月四日

彙報

●「週報」並ニ「寫真週報」掲載内容

- 二月八日發行内閣情報部編輯内閣印刷局發行週報第百二十一號
- 一、萬民輔翼について(國民精神文化研究所)
- 一、國民貯蓄獎勵運動の郵便貯金に及ぼした影響(貯金局)

- 一、紐育・桑港兩萬國博覽會について(商工省)
- 一、東京帝室博物館について(帝室博物館)
- 一、スペイン戦争終局(外務省情報部)
- 寫真週報第五十一號
- 一、日本精神發揚週聞
- 一、廣東の蛋族
- 一、雪の樺太

一、地震の速度

一、母と子と

一、海外通信

一、讀者のカメラ

三重郡日永村長 中井滿之輔

昭和十四年二月一日就職

度會郡田丸町長 大川親直

●號外發行

客月三十一日縣公報號外發行セリ

●正誤

昭和十四年一月三十一日縣公報第三千三百六十五號十五頁「八田健一」ハ「八田健次」ノ誤 (教育課)

●町村長異動

昭和十四年一月二十五日退職

飯南郡宮前村長 佐々木 元次郎

昭和十四年二月一日退職

廣告

●生徒募集

本年四月入學セシムベキ生徒ヲ募集ス入學志願者ハ左記事項承知ノ上本校ニ願出ヅベシ

昭和十四年二月

四日市市立商工學校

一、募集人員及願書受付期間

第一本科(晝間教授)第一學年

1、商業科

2、窯業科

3、機械科

願書受付

約一〇〇名

約四〇名

約四〇名

三月五日ヨリ三月二十日マデ

專修科
第二本科(夜間教授)第一學年

- 1、商業科 約 四〇名
- 2、窯業科 約 二〇名
- 3、機械科 約 二〇名

專攻科(夜間教授)第一學年

- 1、商業科 約 四〇名
- 2、窯業科 約 二〇名
- 3、機械科 約 二〇名

三月二十一日ヨリ四月五日マデ

二、入學志願者人物審査並ニ身體検査施行期日及場所

1、第一本科及專修科 三月二十六日二十七日(午前八時マデニ出校)

2、第二本科及專攻科 四月 七日 八日 (午後六時マデニ出校)

三、入學志願者ノ資格

1、本 科 尋常小學校卒業者

2、專 修 科 高等小學校卒業者

3、專 攻 科 年齢十四年以上ニシテ本校本科卒業程度以上ノ學力アリト認メタル者

四、入學願書差出ノ手續

イ、入學志願者ハ各所定ノ期間内ニ本校ニ到着スベキ日取ヲ以テ出身(又ハ在學)學校長ヲ經由シテ差出シ
シ 審査票ノ交付ヲ受クベシ(入學檢定手數料ハ不要)

ロ、入學志願書用紙ハ出身(又ハ在學)學校又ハ本校ニ請求スベシ(郵送ヲ要スルモノハ參錢郵便切手ヲ

添付ノコト)

ハ、第二本科及專攻科入學志願者ニシテ現在勤務ニ就ケルモノハ其ノ勤務先責任者ノ入學承諾書ヲ添付スベシ

ニ、本科入學志願者ハ第一志望ト第二志望トヲ選ビ出願スルコトヲ得

尚第一本科志願者ニシテ專修科入學資格ヲ有スルモノハ第二志望トシテ專修科ヲ出願スルコトヲ得

ホ、郵送ヲ以テ審査票又ハ入學案内書ノ交付ヲ受ケントスルモノハ受信ノ場所及自己ノ宛名ヲ明記シタ

ル封筒ニ參錢郵便切手ヲ貼付シ之ヲ差出スベシ

●生徒募集

昭和十四年四月入學セシムベキ當校本科並ニ補習科生徒ヲ募集ス入學志願者ハ左記事項ヲ心得願出ヅベシ

昭和十四年二月

松阪市立實科高等女學校

本 科

一、募 集 人 員 第一學年 約 百 名

二、入學志願者ノ資格

イ、尋常小學校卒業者(本年三月卒業見込ノ者ヲ含ム)

ロ、高等女學校令施行規則第四十一條該當者

三、願書提出期限 自三月一日 至三月二十日

四、入學審査身體検査施行期日、場所及方法

イ、期 日 三月二十七日、二十八日 兩日

ロ、場 所 本 校

ハ、方 法 學科考査 國語、算術

口頭試問 身體檢査

五、入學許可發表期日 三月二十九日 本校内ニ發表スルト共ニ許可者ニハ直接本人ニ通知ス

六、入學願書提出手續
イ、入學願書、履歷書、調査書(出身學校長記入)ヲ所定ノ期間内ニ到達スベキ日取ヲ以テ在學(出身)學校長ヲ經由シ入學檢定手續料金壹圓ヲ添付出願スベシ

ロ、入學願書並ニ調査用紙ハ本校ニ準備セルヲ以テ郵券參錢添付申込ムベシ

七、注意事項
イ、志願者ハ考査當日午前九時マデニ本校ニ出頭シ受附ニ於テ受験票ノ交附ヲ受クベシ
ロ、入學考査ニ要スル筆記用具及辨當、上草履ノ類ハ各自持參ノコト

補習科

一、募集人員 約五十名

二、入學志願者資格 實科高等女學校又ハ高等女學校ヲ卒業セルモノ若ハ之ト同等以上ノ學力アリト認ムル者

三、願書提出期限 自三月一日 至三月二十五日

四、入學許可 出身學校長ノ證明ニヨリ詮衡ノ上許可シ直接本人ニ通知ス

五、入學願書提出手續 入學願書、履歷書ニ卒業證明書ヲ添ヘ所定ノ期間内ニ到達スベキ日取ヲ以テ直接本校へ入學檢定手續料金壹圓ヲ添付出願スベシ

以上ノ他詳細ハ郵券封入本校ニ承合セラルベシ

●生徒募集

昭和十四年四月入學セシムベキ本校第一學年生徒左記ノ通り募集ス

昭和十四年二月

津市立高等女學校

記

一、募集人員 約百五十名

二、入學資格
イ、小學校尋常科卒業者及本年三月卒業スベキ者

ロ、高等女學校令施行規則第四十一條ニ該當スル者

三、入學願書受付期日 三月一日ヨリ三月二十日マデ

四、出願手續 入學願書(本校所定用紙ニ必要事項ヲ記入シタルモノ)ニ入學考査料金貳圓ヲ添ヘ在校若ハ卒業セシ學校ヲ經由シテ本校ニ差出シ受験票ヲ受取ルベシ

但シ昭和十二年八月十日付三重縣令第四十五號(同日三重縣公報參照)ニヨル戦公傷病死者及公務從軍者子弟授業料入學考査料入學料免除規程第三條該當者ハ入學考査料ヲ免除セラルルコトアルベキニツキ入學願書中履歷書ノ備考欄ニソノ旨記入スベシ

備考 所定ノ入學願書用紙ハ直接本校ヨリ受取ルカ或ハ郵券參錢ヲ封入シテ請求セラレタシ

五、入學考査期日並ニ出校時刻
三月二十三日 人物考査 午前八時出校

三月二十四日 身體檢査 出校時刻ハ前日發表ス
備考 人物考査時間割ハ當日朝本校ニ於テ之ヲ發表ス

- 六、成績發表期日並ニ場所 三月二十五日 本校
- 七、入學考查ノ當日持參スベキモノ左ノ如シ
受験票、鉛筆、小刀、辨當、上靴又ハ上草履
- 八、入學志願者心得

- イ、志願者ハスベテ係員ノ指揮ニ從フベシ
- ロ、出校ノ節ハ常ニ受験票ヲ所持スベシ
- ハ、出校シタルトキハ受付ヲ經テ志願者控所ニ集合スベシ
- ニ、考查場ニ入ルトキ受験票、鉛筆、小刀及辨當ヲ忘レザル様携帶スベシ
- ホ、不正行爲アリト認ムル時ハ當該受験者ノ考查ヲ停止シ入學ヲ許可セズ
- ヘ、以上ノ外入學考查ニ關シ不明ノ點アラバ本校教務係ニ問合セラレタシ

●生徒募集廣告

本年四月本校ニ入學セシムベキ生徒ヲ左ノ通り募集ス

昭和十四年二月

三重縣宇治山田高等女學校

募集人員及期日

- 第一學年 二百五十名 三月一日ヨリ三月二十日迄
- 一、入學志願者ノ資格 願書受付期日 人物考查並ニ身體檢查施行期日
- (一) 尋常小學校卒業者(本年二月卒業見込ノ者ヲ含ム) 三月二十三日、二十四日
- (二) 高等女學校令施行規則第四十一條該當者

二、入學願書差出手續

- (一) 入學志願者ハ所定ノ期間内ニ學校ニ到達スベキ日取ヲ以テ在學(出身)小學校長ヲ經由シ入學檢定手数料受領書ヲ添ヘテ出願セラルベシ(入學檢定手数料金貳圓ヲ宇治山田市役所内市金庫ニ納付シ受領書ヲ受取ラレタシ)
- (二) 願書用紙及志願者心得ハ在學(出身)學校長ヲ經テ請求セラルベシ(郵送ヲ望ム者ハ參錢切手封入ノコト)

●生徒募集

一、募集人員 第一學年 百名

- 一、入學考查 期日 三月二十七日
- 一、願書受付 方法 口頭試問 身體檢查 體力檢查 國語算術ノ考查
- 一、書式 願書用紙ハ本校へ請求セラルベシ
- 一、考查料 金貳圓入學願書ニ添ヘテ納付セラルベシ

但シ高田派寺院子弟ハ考查ヲ省ク從ツテ考查料ヲ要セズ

昭和十四年二月

高田中學

●生徒募集

三重縣師範學校特別學級生徒募集公告

滿支方面日本人小學校教員養成ノ爲本科第二部ニ特別學級ヲ増設シ左記要項ニ依リ之ガ生徒ヲ募集ス

昭和十四年二月

三重縣師範學校(津市丸之内殿町)

◎募集要項

- (1) 募集人員 四十名
- (2) 願書締切 二月二十日
- (3) 提出書類 入學願書、履歷書、戶籍謄本、寫真、出身學校長成績證明書、人物考定書
- (4) 試験場 三重縣師範學校

◎入學志願者資格

入學志願者ハ左ノ資格ヲ具備スルコトヲ要ス

- (1) 身體健全、品行方正、思想堅固ニシテ特ニ大陸ニ於テ小學教育ニ從事セントスル確固タル熱意ヲ有スル者
- (2) 中學校又ハ中學校ト同等以上ノ學科程度ト認定セラレタル實業學校又ハ其ノ他ノ學校卒業者、昭和十四年三月同上卒業ノ見込アル者、專門學校入學者檢定規程ニ依リ檢定ニ合格シタル者
- (3) 三重縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、滋賀縣内ニ本籍又ハ現住所ヲ有スル者但シ前項ニ掲ゲタル學校ノ卒業者(卒業見込者ヲ含ム)ハ其ノ學校ガ上記府縣内所在ナラバ本籍、現住所ノ如何ニ拘ラズ出願スルコトヲ得

◎入學志願手續

- (一) 入學志願者ハ別記様式ノ入學願書ニ履歷書及戶籍謄本(抄本ハ不可)、最近六箇月以内ニ撮影シタル手札型無帽寫真(臺紙ヲ附セズ、裏面ニ氏名及出身學校名記入)ヲ添附シ本校ニ差出スベシ
 - (二) 入學志願者ハ出身學校長ノ成績證明書、人物考定書ノ別途送附方ヲ當該學校長ニ申出ヅベシ
- (入學願書式)(用紙野半紙)(本校ニ印刷セルモノナシ)

入學願

私儀御校本科第二部特別學級ニ入學御許可相成度別紙履歷書及戶籍謄本相添(父(母、後見人又ハ戶主)連署ヲ以テ此段相願候也

年	月	日	本籍	府縣郡市町村大字番地	生	年	月	日
			現住所	府縣郡市町村大字番地				
				戶主又ハ何某何男(兄弟等)				
			本人	氏				

本籍	府縣郡市町村大字番地	生	年	月	日
現住所	府縣郡市町村大字番地				
戶主					
	父(母、後見人)	氏			
	又ハ戶主				
		生	年	月	日

三重縣師範學校長福田謹四郎殿

注意

- 一、本人戶主ニシテ親權者又ハ後見人ナキトキハ連署ニ及バズ
- 二、入學願書ノ見易キ場所ニ實業科目タル農又ハ商ノ何レカヲ志望學科トシテ朱記スベシ但シ農業、商業學校出身者ハ記載スルニ及バズ

(履歷書式)(用紙野半紙)(本校ニ印刷セルモノナシ)

履 歷 書

氏

生 年 月 日

(假名ヲ附スベシ)

本 籍 府縣郡市町村大字番地

出生地 同上又ハ何々

現住所 同上又ハ府縣郡市町村大字番地何某方寄留

戶主職業 (成ルベク詳細ニ記載スベシ他人ノ家ニ寄留スルトキハ其ノ戶主ノ職業ヲモ記載スベシ)

學 業

一、何年何月ヨリ何年何月マデ何所何學校ニ於テ何科何學年修學又ハ何年何月何日何學校卒業

一、何年何月何所何某ニ就キ何學修業

勤 務

一、何年何月ヨリ何年何月マデ何所ニ於テ何々勤務

賞 罰

一、何年何月何所ニ於テ何々ノ廉ニヨリ賞若ハ罰ヲ受ク

右ノ通ニ候也

右

氏

名 印

注 意

履歷書ニハ教員免許狀及卒業證書ノ寫ヲ添附スベシ
◎入學試験日時科目及其ノ程度
(一)試験日時科目及其ノ程度

(1) 日時、學科目

イ、中學校又ハ中學校ト同等以上ノ學科程度ト認定セラレタル學校ノ卒業者、昭和十四年三月同上卒業ノ見込アル者、專門學校入學者檢定規程ニ依リ檢定ニ合格シタル者ニ對スル分

月 日	自午前八時 至同九時	自午前九時 至同十時	自午前十時 至同十一時	自午前十一時 至同十二時	自午後一時 至同二時	自午後二時
二月二十七日	數 學	同 上	國 語 文 語	同 上	國 語 文 作	口頭試問
二月二十八日	口頭試問及身體檢査					

ロ、實業學校卒業者及同上見込アル者ニ對スル分

二月二十七日	實 業 (農、工、商、水産ノ中一科目)	國語(漢文、作文ヲ含ム)	數 學	口頭試問
二月二十八日	口頭試問及身體檢査			

(2) 程 度

中學校卒業程度又ハ實業學校卒業程度

(二) 身體檢査項目

- (1) 身體ノ發育(身長、體重、胸圍、坐高、肺活量等)
- (2) 疾病ノ有無

- (3) 視聽ノ鋭鈍、色盲等
- (4) 體力ノ強弱(馳歩、懸垂、握力等)
- (5) 音聲及言語

(三)口頭試問

各個人ニ付口頭ニ依リ履歷思想ノ傾向常識等ヲ試問ス

◎受験心得

- 一、受験者和装ノ時ハ必ず袴ヲ着用スベシ
- 一、受験者ハ初日ニ限リ午前七時三十分迄ニ其他ハ午前七時四十分迄ニ本校ニ出頭スベシ
- 一、遅刻シタル者ハ試験場ニ入ルコトヲ許サズ又不都合ノ行爲アリト認ムルトキハ退場ヲ命ズルコトアルベシ
- 一、試験場ニ於テ談話又ハ物品ノ貸借ヲナスベカラズ
- 一、試験用具トシテ鉛筆(HB)、小刀、コンパス、分度器、三角定規、尺度ヲ携帯スベシ
- 一、答案用紙ハ交付スベキニ付携帯スルニ及バズ
- 一、答案ハ全部鉛筆(HB)ニテ認ムベシ
- 一、身體検査ヲ受クベキ前夜ハ入浴シ身體ヲ清潔ニナシ置クベシ
- 一、體力検査ニハ運動靴又ハ足袋ヲ用意スベシ

◎入學志願者參考事項

修業年限 二箇年

入學期日 昭和十四年四月(詳細ハ合格者ニ通知ス)

學 資 若干支給ノ見込

寄 宿 入學後ハ全部寄宿舍ニ入舍セシム

◎附 記

- 一、入學願書提出ニ際シ不明ノ廉ハ四錢切手貼付宛名明記ノ封筒ヲ添へ本校ニ問合スベシ
- 二、本公告ハ其ノ一部ヲ變更スルコトアルベシ

通牒照會

●統第七六號

昭和十四年二月八日

總務部長

各市町村長殿(支廳管内ヲ除ク)

産業統計事務市町村主任會議開催ノ件

左記日割ニ依リ産業統計事務市町村主任會議開催可致候條當日係員ヲ出席セシメラレ度尙出席者ノ職氏名折返シ御報告相成度此段及通牒候也

追而係員ヲシテ産業統計主任同調査員名簿、産業統計規程類輯並例規、市町村産業統計調査規程、昭和十三年一月以降産業統計報告表控ヲ携帶出席セシメラレ度申添候

月 日	時 刻	場 所	招 集 區 域
二月 十六日	午前九時三十分	元安濃郡役所	安濃郡
二月 十七日	同	元河藝郡役所	河藝郡
二月 十八日	同	元桑名郡役所	桑名郡
二月 十八日	同	元員辨郡役所	員辨郡
二月 十六日	同	元三重郡役所	三重郡
二月 十七日	同	元鈴鹿郡役所	鈴鹿郡
二月 十七日	同	元一志郡役所	一志郡
二月 十七日	同	飯南郡各種團體事務所	飯南郡

二月 十六日 同
 二月 十六日 同
 二月 十八日 同
 二月 十七日 同
 二月 十七日 同
 二月 十七日 同
 二月 十五日 同

同 同 同 同 同 同

元多氣郡役所
 度會郡各種團體事務所
 元阿山郡役所
 元名賀郡役所
 元志摩郡役所
 元北牟婁郡役所
 四日市市役所

多氣郡
 度會郡
 阿山郡
 名賀郡
 志摩郡
 北牟婁郡
 津市、四日市市、宇治山田市、
 松阪市、桑名市

●教第三七一號

昭和十四年二月八日

學 務 部 長

各市町村長殿

應召竝出勤及傷痍軍人遺家族ノ小學校新入學兒童調ノ件

貴市町村ニ於ケル二月十日現在應召竝出勤及傷痍軍人ノ子弟ニシテ本年四月新ニ小學校ニ入學スベキ兒童ニ對シ記念品贈呈致度見込ニ付左記様式ニ依リ該當者御調査ノ上本月二十日迄ニ御報告相成度此段及照會候也
 追テ右期日內ニ御回報ナキ場合ハ該當兒童ナキモノト看做シ處理可致候條御了知相成度右爲念申添候

男女別	氏 名	應召者ノ氏名及 應召者トノ續柄	備 考

備考 1、應召者ガ必ズ父兄ナルコト

2、現役入營者ヲモ含ミ調査ノコト

3、縣立盲啞學校ニ入學スル兒童ヲモ含ミ調査ノコト

4、戰死、戰病死者ヲモ含ミ調査ノコト

5、今次ノ事變ニ依ル傷痍軍人ヲモ含ミ調査ノコト

●社兵第三一四號

昭和十四年二月八日

學 務 部 長

支 廳 長 殿
各 市 町 村 長 殿

飛行豫科練習生志願者入隊時検査線上竝ニ第二次検査ニ關スル件

昭和十四年海軍志願兵徵募検査ニ合格シタル標記練習生志願者ニ對シ入隊時検査ノ線上竝ニ第二次検査ノ實施ニ關シ左ノ通定メラレ候條御了知ノ上合格者ニ周知方御取計相成度此段及通知候也

記

一、甲種飛行豫科練習生入隊時検査ノ線上

1、通知 要 領 吳海軍人事部長ヨリ直接當該市町村長ヲ經由シ出頭通知書及受檢者心得ヲ送付セラル

2、検査 場 所 霞ヶ浦海軍航空隊
(常磐線土浦驛下車、驛ヨリ航空隊へハ徒歩約一時間、乗合自動車ノ便アリ)

3、検査 期 間

項 目 / 期 間 前 後 期

參 着 日 時 三月二十五日午前十時 九月二十四日午前十時

檢 査 始 終 三月二十五日開始 九月二十四日開始
三月三十一日終了 九月三十日終了

4、検査實施要領

- イ、身體検査及學力試験ニ合格セル者ノ中ヨリ出頭ヲ命ジタル者ニ就キ行フ(第一項ニ依ル)
- ロ、検査項目ハ昭和十二年海軍省令第十號第十九條ノ規定ニ依ル身體検査、適性検査及口頭試問トス
- 5、採用入隊
 - 本検査ニ合格シ甲種飛行豫科練習生ヲ命ズベキ者ハ引續キ之ヲ入隊セシム
- 6、受檢者ハ検査期間中之ヲ隊内ニ起臥セシメ糧食ヲ給ス
- 7、旅費 海軍志願兵令第四十二條ノ規定ニ依リ徵兵旅費ヲ官給セラル
- 二、乙種飛行豫科練習生志願者第二次検査
 - 1、検査人員 徵募検査ニ合格セル乙種飛行豫科練習生志願者中ヨリ銓衡シ出頭ヲ命ゼラル
 - 2、検査場所 吳海軍航空隊
 - 3、検査期間
 - イ、參着日時 三月二十七日午後一時
 - ロ、検査始終 三月二十七日開始 四月三日 終了 八日間
 - 4、検査實施要領
 - 海軍志願兵令施行規則第五十條ニ準ズル身體検査ノ外學力試験(讀書、數學)適性検査及口頭試問ヲ行フ
 - 5、受檢者ハ検査期間中之ヲ隊内ニ起臥セシメ糧食ヲ給ス
 - 6、旅費 受檢者往返ニ要スル旅費ハ實費程度ノモノヲ吳海軍航空隊ニ於テ支給ス
- 但シ隊内起臥中ハ旅費ヲ支給セズ

●社會第一、一〇四號

昭和十四年二月八日

學 務 部 長

支 廳 長 殿
各 市 町 村 長 殿

昭和十三年度八月水害狀況調

客年八月初旬縣下ヲ襲ヒタル豪雨ニ依ル被害狀況參考ニ資シ度儀有之候條該當ノ向ハ左記様式ニ依リ本月十五日迄ニ當廳ニ到着スル様御回報相成度此段及照會候也
尙同日迄ニ回答ナキ向ハ該當ナキモノトシテ處理致候條爲念申添候
左記様式

農 作 物 被 害 調

種 別	昭和十四年度ニ於テ耕作不能ノモノ	
	反	數
畑		
田		
種 別	昭和十四年度ニ於テ耕作不能ノモノ	
	反	數
畑		
田		
種 別	昭和十四年度ニ於テ耕作不能ノモノ	
	反	數
畑		
田		
種 別	昭和十四年度ニ於テ耕作不能ノモノ	
	反	數
畑		
田		

イ、右ノ内ソノ世帯ノ資力ガ特別稅戶數割ノ平均額以下ヲ納ムルモノ

水害ニ依リ收穫皆無トナリタルモノ

昭和十四年度ニ於テ耕作不能ノモノ

種 別	反	水害ニ依リ收穫皆無トナリタルモノ	昭和十四年度ニ於テ耕作不能ノモノ
	世 帶 數		
畑			
田			
種 別	反	水害ニ依リ收穫皆無トナリタルモノ	昭和十四年度ニ於テ耕作不能ノモノ
畑			
田			

備考、本調査ハ直接農耕作ニ従事スルモノニ付行フ

●社會第一、一七〇號

昭和十四年二月八日

學 務 部 長

支 廳 長 殿
各 市 町 村 長 殿

應召又ハ入營軍人遺家族ヲ繞ル紛議ニ關スル狀況報告ノ件

客年十二月十二日付社會第一三、五四九號ヲ以テ通牒置候應召又ハ入營セル軍人ノ遺家族ヲ繞ル各種紛爭事件ニ關シテハ夫々適切ナル方途ヲ講ゼラレツツアル事トハ存候ヘ共其筋ヘノ報告モ有之今後事件發生ノ際ハ其ノ都度概況報告相成度
尙紛議ニ關スル取扱狀況ヲ彙ニ示セシ様式ニ依リ毎月五日迄ニ必ズ該當ノ有無ニ不拘社會課長宛親展ヲ以テ報告相成度

追テ軍事援護相談所ノ取扱成績モ毎月五日迄ニ必ズ到着スル様御配意相成度再應爲念申添候

●社會第九七四號

昭和十四年二月八日

學 務 部 長

支 廳 長 殿

各 市 町 村 長 殿

傷痍軍人療養所入所申請書ニ添付ノ退職證明書寫ニ關スル件

客年十二月十六日傷兵保護院療養所入所規程公布相成タル旨一月十二日付社會第一四九號(縣公報登載)ヲ以テ右及通知候處今般標記ノ件ニ關シ傷兵保護院業務局長ヨリ別紙寫ノ通申越有之候ニ付テハ御了知ノ上可然御配意相成度

追テ吳、佐世保鎮守府在籍者ニ在リテモ右ニ準ジ取扱相成ルベク候條爲念

(別紙)

横人恩第四九六號

昭和十三年十二月二十八日

横須賀海軍人事部長

各海軍病院長殿

傷兵保護院療養所入所申請書ニ添付ノ退職證明書寫ニ關スル件照會

昭和十三年十二月十六日厚生省告示第百六十五號(同日官報)ヲ以テ傷兵保護院療養所入所規程ヲ定メラレ候處同規程第二條第二項第一號ニ依ル海軍人事部長ノ發給スル退職者ナルコトノ證明書寫ニ關シテハ左記ニ依リ取扱フベク候條可然御取計相成度

記

一、海軍病院ニ在院中ノ本府在籍者退院後引續キ療養所ニ入所セントスル者ノ入所申請書類ハ當人事部ヲ經由相成度其ノ際證明書寫ヲ添付シ之ヲ關係療養所長ニ直送ス

二、本府在籍者タリシ者ニシテ海軍病院退院ノ後ニ於テ療養所ニ入所セントスル者(入所申請書類ヲ居住地ノ地方長官經由提出ノモノ)證明書寫ヲ必要トスルトキハ直接當人事部ニ請求ノコト請求アリ次第當人事部ヨリ請求者ニ直送ス

●職第二九〇號

昭和十四年二月八日

學 務 部 長

支 廳 長 殿
各 職業紹介所長殿
各 市町村長殿

結核除役軍人ノ保護ニ關スル件

軍人又ハ之ニ準ズベキモノトシテ戰鬪其ノ他ノ公務ノ爲又ハ故意若ハ重大ナル過失ニ依ルニ非ズシテ服務ニ關聯シテ結核性疾患(胸膜炎ヲ含ム)ニ罹リ之ガ爲退職シタル者(結核除役軍人)ニシテ全治シ居ラザルモノヲ直ニ職業ニ就カシムルトキハ疾病治療ノ徹底ヲ期シ難キノミナラズ他ニ病毒ヲ傳播セシムル虞アルモノモ有之候ニ付テハ結核除役軍人ニ對シテハ努メテ其ノ疾病ノ全治ヲ圖リタル後職業保護ノ措置ヲ講ズルヲ以テ優遇保護ノ本義ト思料セラレ候條左記事項御留意ノ上保護上遺憾ナキヲ期セラレ度傷兵保護院業務局長ヨリ通牒有之候條依命及移牒候

記

- 一、開放性結核ノ者ハ漏レナク療養所ニ入所セシメテ療養ニ專念セシムルコト
- 二、其ノ他ノ結核症ノ者ニ付テハ症狀ノ重キ者ハ療養所ニ入所セシメ其ノ他ノ者モ努メテ療養所ニ入所セシムルコト
- 三、胸膜炎患者ニシテ症狀特ニ輕キ者ニ對シテハ居宅醫療ヲ認ムルモ其ノ他ハ成ル可ク療養所へ入所セシムルコト
- 四、前記ノ方針ニ對應シテ開放性結核ノ者ニ付テハ就職斡旋及職業再教育ハ加療全治スルマデ之ヲ差控フルコト

- 五、其ノ他ノ結核症及胸膜炎患者ニ付テハ症狀重キモノハ前號ニ准ズルコトトシ症狀輕ク就職ノ要亦緊切ナルモノニ對シテハ從業ニ堪フル程度ノ職業ニ付可然斡旋ノ勞ヲ執ルコト
- 六、療養中家族ノ生活困難者ニ對シテハ軍事扶助法其ノ他ノ軍事援護事業ニ依リ能フ限り之ヲ援護シ後顧ノ憂ナカラシムルニ努ムルコト
- 七、療養所ニ於テハ輕症者又ハ全治ニ近キ者ニ對シ希望ニ應ジ園藝、養鶏、養豚、木工、縫工等輕易ナル職業ノ教育ヲ爲ス計畫ナルコト

●商第四八一號

昭和十四年二月八日

經濟部 長

支、廳 長 殿
各市町村 長 殿

出荷團體補助金交付申請ニ關スル件

出荷團體補助金交付ニ關シテハ昭和十四年度ニ於テモ交付可相成候ニ就テハ左記參照ノ上來ル二月末日迄ニ申請書正副二通提出セシメラレ度尙期限後ノ提出ニ對シテハ調査其ノ他ノ關係上詮議相成難キニ付其ノ旨併セテ御示達相成度此段及照會候

記

出荷團體補助金交付方針及申請手續

第一、交付方 針

- 一、出荷團體補助金ハ之ヲ受ケントスル團體ノ申請ニ依リ其ノ團體ニ對シ特定ノ事業ニ付之ヲ交付スルモノトス
- 二、補助金ノ交付ヲ受クベキ出荷團體ハ左ノ資格ヲ有スルモノタルベシ
 - (1) 組合其ノ他ノ團體ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコト
 - (4) 組合員其ノ他ノ團體員ノ生産物ヲ直接取纏メ共同出荷スル組合其ノ他ノ團體(出荷團體)
 - (5) 一定地區内ノ生産物ノ出荷ヲ統一的ニ斡旋スル非營利團體(斡旋團體)
 - (6) 出荷團體又ハ斡旋團體ノ聯合會
- (2) 團體ノ地區ハ一部落以上タルベク且實際上其ノ地區内ノ出荷者ノ二分ノ一以上ガ團體員タルカ團體

- (1) 員タルベキ確實ノ見込アルモノタルコト
- (2) 出荷品目ハ主トシテ魚介藻、蔬菜、果實、食鳥卵、肉、生畜ニシテ之等ノ物品ノ仕向地ハ主トシテ六大都市又ハ其ノ他ノ大都會ナルコト
- (3) 地區内ニ於テ團體ノ取扱品目ニ屬スル物品ノ出荷高ノ二分ノ一以上ヲ團體ガ取扱フカ又ハ二分ノ一以上トナルベキ確實ノ見込アルモノニシテ其ノ出荷ノ價格一萬圓以上ナルカ又ハ一萬圓トナルベキ確實ノ見込アルモノ
- (4) 團體ハ産業組合、漁業組合、畜産組合、農會、水産會、水産組合、同業組合等ノ既設ノモノナルカ又ハ此際新ニ組織セムトスル團體ニシテ孰レモ其ノ團體ノ基礎強固且繼續ノ見込確實ナルモノナルコト
- (5) 補助金ハ前項ノ資格ヲ有スル團體ノ爲ス出荷事業ニ對シ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ニ付交付スルモノトス
- (6) 出荷ノ勧誘、選別及荷造等ノ検査、販賣ノ監督仕切ノ回收其ノ他組合ノ事務ニ從事スル專任職員ノ俸給及旅費
- (7) 検査、選別、荷造、容器、加工、貯藏、輸送等ニ關スル設備ニ要スル費用
- (8) 前項ノ設備ノ利用ニ關スル經常費
- (9) 輸送、貯藏、加工、荷造等ニ關スル試験及研究ニ要スル費用
- (10) 販路擴張ノ爲メニスル品評會其ノ他ノ施設ニ要スル費用
- (11) 聯合會又ハ幹旋團體ニシテ其ノ所屬團體ニ前各號ノ費用ニ對シ補助金又ハ獎勵金ヲ交付スルトキハ其ノ補助金又ハ獎勵金
- (12) 前各號ノ外出荷事業ノ發達及維持ノ爲特ニ必要トスル施設ニ要スル費用

四、補助金ハ前項ニ該當スルトキト雖モ左ノ場合ニ於テハ之ヲ交付セズ

- (1) 其ノ事業ガ補助金ノ交付ヲ受ケザルモ既ニ十分收支償フト認ムルトキ
 - (2) 其ノ事業ガ相當期間繼續シ得ベキ見込ナキトキ
 - (3) 同一事業ニ對シ別途ニ國庫ヨリ補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受クベキ途アルトキ
 - (4) 曾テ本補助金ノ交付ヲ受ケタル團體、但シ第三項各號ノ一ニ該當スル事項ヲ新規ニ計畫スル等特別ノ事情アルトキハ此限ニ在ラズ
 - (5) 補助金ノ交付額ハ之ガ交付ヲ受ケムトスル事項ニ要スル費用ノ三分ノ一以内トス但シ特別ノ事情アリト認ムル場合ニ於テ特ニ申請アリタルトキハ二分ノ一以内迄増額スルコトアルベシ
 - (6) 補助金ハ前記ノ標準ニ依リ之ヲ定ムルモ一團體ニ對スル補助金ハ千圓以下トシ尙補助金ノ額百圓ニ滿タザルモノニ對シテハ之ヲ交付セズ
 - (7) 補助金交付ノ許否及其ノ額ハ地方長官ノ副申ヲ參酌シテ商工省ニ於テ之ヲ決定スルモノトス
- 第二、申請手續
- 一、提出スベキ書類
- (一) 補助申請書

申請書ハ法人ニ在リテハ法人名、法人以外ノモノニアリテハ組合長、會長其ノ他ノ代表者ヲ定メ其ノ者ノ名義ニ於テ之ヲ作製スベシ此場合ニ於テハ其ノ組合長、會長其ノ他ノ代表者タルコトヲ明ラカナラシムベキ書類ヲ添付スベシ

(二) 出荷事業計畫書

本計畫書中ニハ左ノ事項ヲ記載シ團體ノ定款又ハ規約書及若シ出荷又ハ幹旋取扱規定ノ定メアル場合ニハ之ヲ添付スルコト

(1) 名稱及事務所

- (2) 出荷事業經營ノ沿革
 - (3) 團體ノ地區及出荷品目
 - (4) 現在組合員、職業別員數(地區内生産者ノ總數又ハ其ノ見込數ヲ添記スルコト)聯合會ニ在リテハ之ヲ組織スル組合名
 - (5) 事業方法ノ概要
 - (イ) 組合員ノ生産物ノ蒐集、選別、検査、荷造、輸送等ノ執行方法
 - (ロ) 仕向地ニ於ケル販賣及仕切金回收ノ方法
 - (ハ) 組合ト組合員又ハ生産者トノ間ニ於ケル出荷物ニ關スル代金計算及經費負擔ノ方法
 - (ニ) 聯合會ノ組織アルモノニ付テハ所屬團體ト聯合會トノ出荷事業ノ分擔
 - (6) 補助ヲ受ケントスル事項ニ關スル説明ノ詳細
 - (7) 從來ノ事業成績及將來ノ發達ノ見込
 - (8) 國庫其ノ他ノ公共團體ヨリ出荷事業ニ關シ補助金ノ交付ヲ受ケタルコトノ有無、金額及交付年月日
- 前各號中(2)乃至(5)及(7)ニ該當スル事項ニシテ既ニ出荷團體補助金交付ノ申請又ハ之ニ關スル調査ノ爲其ノ事項ニ付調査書ノ提出シアル場合ニ於テ變更ナキトキハ其ノ旨附記シテ之ヲ省略スルコトヲ得
- (三) 收支計算書
- (1) 補助ヲ受ケントスル年度ニ於ケル組合總經費收支豫算書
 - (2) 補助ヲ受ケントスル事項ニ要スル經費ニ對スル收支豫算明細書(補助申請額ヲ收支豫算中ニ明記スルコト)
 - (3) 産業組合ニアリテハ最近年度ノ貸借對照表及損益計算書並右對照表及計算書記載ノ費目中出荷事

- (四) 地方長官ノ副申書

業ニ直接關係ヲ有スルモノニ付テノ内譯説明書ヲ以テ前二號ノ書類ニ代フルコトヲ得ルコト

團體及補助金ヲ受ケントスル事項ガ夫々所定ノ資格又ハ内容ヲ有スルヤ否ヤ團體及其ノ事業ノ既往ノ成績及將來ノ見込ニ關スル意見ヲ記載スルコト又若シニ以上ノ團體ヨリ補助金交付ノ申請アル場合ニハ補助金交付必要ノ緩急ノ順位ニ關スル意見ヲモ附記スルコト

昭和十四年二月八日印刷發行

三重縣公報(第三種郵便物認可)

三重縣廳
三
重
縣
廳
三
重
縣
津
市
下
部
田
千
六
百
十
九
番
地
ノ
二
印
刷
所
振
替
口
座
番
號
三
重
縣
印
刷
所
名
古
屋
一
四
五
〇
六
番

昭和十四年二月八日印刷發行

三重縣公報(第三種郵便物認可)

三重縣津市下郡田千六百十九番地ノ二
印刷所 三重縣印刷所
振替口座番號 名古屋一四五〇六番

(親展)

●社會第一、二三九號

昭和十四年二月十日

三重縣學務部長

支廳長殿
各市町村長殿

銃後ノ精神的援護事業ニ關スル件

軍人援護事業ノ實施ニ關シテハ夫々遺憾ナキヲ期セラレツツアルコトト存候處斯種事業ハ一般銃後國民ノ隣保相扶ノ道義ト各種援護施設ノ實施ト相俟ツテ其ノ充實徹底ヲ期スヘキハ論ヲ俟タサルトコロナルモ一面軍人遺家族ハ進ンテ自ラ其ノ家庭ノ護リヲ固クシ自力更生以テ護國ノ英靈ニ應ヘ又第一線將兵ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムルハ銃後遺家族トシテ最モ緊要ナル責務ナリト存セラレ候又援護事業ノ現況ヲ見ルニ其ノ物質的方面ニ於テハ相當圓滑ニ行ハレアルモ精神的援護ニ至リテハ未タ之ニ伴ハサルノ憾アルニ鑑ミ今後ハ愈々一般國民ノ隣保相扶ノ精神ヲ強調スルト共ニ遺家族ヲシテ家庭強化ノ實踐ヲ期セシメ以テ軍人遺家族タルノ矜持ヲ一層堅持セシムルノ要切ナルモノ可有之ト存セラレ候ニ就テハ各市町村ハ左記要項ニ依ル銃後遺家族懇談會ヲ速ニ開催シ愈々銃後ノ精神的援護強化ヲ圖リ以テ援護ノ萬全ヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

記

銃後遺家族懇談會開催要項

- 一、銃後遺家族懇談會ハ市町村長之ヲ主宰ス
- 二、懇談會ニハ應召並出動軍人ノ遺家族ヲ對象トシテ開催スルコト
- 三、會合ニハ前項ノ外援護相談委員、援護團體ノ幹部、方面委員、教育教化團體ノ幹部、大字區長等ヲ参加セシムルコト
- 四、本會合ノ際地方ノ名士(教育家、宗教家、在郷軍人會ノ幹部、援護團體ノ幹部又ハ德望家)ヲ必ス招聘ス

シテ遺家族ノ家庭強化ニ關スル講演ヲ聽講セシムルコト

五、本會合ニ於テハ市町村長ハ左記事項ニ關スル趣旨ノ徹底ヲ圖リ地方ノ實情ニ即シタル適切ナル申合事項ヲ決議實踐セシムルコト

(一) 皇室ニ對スル報恩感謝

(二) 軍人遺家族タルノ矜持ノ堅持

イ、自家ヨリ出征セル軍人ノ勞苦ヲ不斷ニ憶ヒ後顧ノ憂ナカラシムルニ努ムルコト

ロ、自家ヨリ出征セル軍人ヘノ不斷ノ慰問ニ心掛クルコト

ハ、慰靈竝ニ平癒及武運長久祈願ニ努ムルコト

(三) 家族精神ノ強化

イ、祖先崇拜

ロ、家族制度ノ美風尊重

ハ、母性愛ノ昂揚

ニ、子女ノ健全ナル育成並教育

ホ、家庭風教ノ振作

ヘ、家庭紛議ノ防止自肅

(四) 勤勞精神ノ強化

(五) 家庭經濟ノ確立

(六) 國家、國民ノ後援ニ對スル感謝

六、本懇談會ハ本年度内ニ必ス實施スルコト

七、會合ニ參加ノ遺家族ニ世帯ニ付一個五拾錢程度ノ知事贈呈ノ菓子ヲ市町村ニ於テ調製贈呈セラレタキコト

此ノ場合「贈呈ニ三重縣知事佐藤正俊」ノ文字ヲ包紙ニ適當ニ表示セラレタシ

八、本會合ニ要スル菓子調製費、講師招聘費(金五圓以内)雜費(金參圓)ハ別途縣ヨリ助成ス

九、本會合ニ要スル經費ニシテ前項助成金以外ニ要スル費用ハ市町村若ハ市町村内援護團體ヨリ支出ノコト

一〇、本懇談會開催ノ日時、場所決定シタルトキハ其ノ旨學務部社會課長宛速報ノコト

一一、本懇談會ヲ開催シタルトキハ速ニ左ノ事項ヲ具シ親展ヲ以テ學務部社會課長宛報告ノコト

記

統後遺家族懇談會開催報告書

何々町(村)

1、懇談會開催ノ場所日時

2、懇談會ニ出席シタル遺家族ノ世帯數並家族數

3、懇談會ニ參加シタル者ノ職氏名

4、招聘シタル講師ノ職氏名

5、經費調

一、收入ノ部

一、縣補助金

一、市町村支出金

一、何々團體支出金

計

一、支出ノ部

一、記念菓調製費(一個 錢ノモノ) 何 個

圓(第八項ニ依ル金額ヲ掲クルコト)

圓

圓

圓

圓

一、講師招聘費(謝禮) 圓圓

一、茶菓薪炭費

一、何々

一、何々

計

圓圓圓圓圓